



市役所からのお知らせ

市県民税申告・確定申告の受付が始まります

市県民税申告 2月16日(金)～3月15日(木)

所得税確定申告相談 2月16日(金)～3月15日(木)

市県民税申告の受付

●受付期間 2月16日(金)～3月15日(木)、9時～16時

※土・日曜日は除く。

受付期間当初は大変混み合います。時間に余裕をもつてご来場ください。

●申告会場

市役所第1別館1階第11会議室

●市県民税の申告が必要な人

平成30年1月1日現在筑紫野市に住所がある人で

①前年中に収入があった人

※確定申告をする人、支払者から給与支払報告書または公的年金等支払報告書が市役所へ提出されている人は申告する必要はありません。

※前年中に収入がない場合や、遺族年金、障害年金などの非課税収入のみ

の場合でも、国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険、国民年金、保育所入所などの関係で申告が必要な場合があります。詳しくは各担当課に確認してください。

②公的年金等の収入が400万円以下で確定申告不要制度に該当する人であっても、市県民税の控除を受けるには申告が必要となる場合があります。例えば、公的年金等の収入のみで、65歳未満で年金収入の合計が101万5千円を超える人。

▽65歳以上で年金の収入の合計が151万5千円を超える人。
※所得税の還付を受ける人は確定申告をする必要があります。

体が不自由な人でイオンモール筑紫野での確定申告(相談)が困難な人(収入が年金や給与のみの人に限る)は、申告期間中に市役所の会場でも確定申告を受付します。

●申告に必要なもの

①マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類

②収入、経費などが明らかになる書類(源泉徴収票など)

③社会保険料(国民年金保険料を含む)、生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの支払証明書または領収書

④医療費控除を受ける場合は、医療費の支払明細書(平成29年1月1日～12月31日の支払日付のもの)
※事前に集計してください。

⑤雑損控除を受ける場合は、公的機関が発行する証明書(り災証明書など)、被害を受けた資産の明細や関連支出、受けとった保険金などの書類

⑥寄附金控除を受ける場合は、寄附先が発行する証明書

※市県民税申告・確定申告をした場合、ワンストップ特例が適用されません。

⑦その他控除を受ける場合は、確認できる書類(障害者手帳、療育手帳、学生証など)

⑧印鑑(認印可)

⑨申告者名義の口座番号が分かるもの

●市県民税についての問い合わせ先

税務課 市民税担当

市県民税の主な改正点

●医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)が設立されました

健康保持や疾病予防のために一定の取り組みを行っていることを要件に、スイッチOTC医薬品の購入費用に対して一定の特例控除が受けられます。ただし、従来の医療費控除との選択適用になります。

※平成33年12月までの特例措置です。

スイッチOTC医薬品とは？

医師によって処方される医療用医薬品から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品(要指導医薬品、一般用医薬品)に転用されたものです。

購入の際の領収書などにセルフメディケーション税制の対象である旨の記載があるほか、一部の対象医薬品にはパッケージに「セルフメディケーション税制対象」と掲載されています。

●医療費控除の添付書類が見直されました

平成30年度の申告から、医療費の領収書に代えて1年間の支払い額を集計した明細書の添付が義務付けられました。領収書は市から提示または提出を求められたときに速やかに応じられるよう、5年間保管しておく必要があります。



セルフメディケーション税制
後期高齢者健康診査の
受診証明は郵送請求を

後期高齢者健康診査はセルフメディケーション税制に関する一定の取組の一つです。平成29年1月から12月の間に受診した人で、後期高齢者健康診査を一定の取組として医療費控除の特例を受ける人は、健康診査の受診証明が必要です。

受診証明を取得する場合は、福岡県後期高齢者医療広域連合のホームページから証明依頼書をダウンロードし、郵送で請求してください。

● 広域連合ホームページアドレス
<http://www.fukuoka-kouki.jp>

● 証明依頼書郵送先
 〒812-0044 福岡市博多区千代4-1-27
 福岡自治会館5階 福岡県後期高齢者医療広域連合 健康企画課 健康企画係

● 問い合わせ先 福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター
 ☎(651)3111

所得税確定申告相談

● 申告相談期間 2月16日(金)～3月15日(木)、9時～16時
 ※土・日曜日を除く。

申告相談会場は3月になると大変混み合いますので、早めの来場をお願いします。

● 申告相談会場

イオンモール筑紫野3階イオンホール(市内立明寺434-1)

※開場時は、1階「G・4 パープルコート エスカレーター入口」に並んだ人から優先して会場に案内します。

※イオンモール筑紫野会場開設期間中は、筑紫税務署本庁舎では全て記載を終えた申告書の提出は受け付けませんが、申告相談は行っていません。※イオンモールへの問い合わせはご遠慮ください。

● 確定申告が必要な人

① 給与収入が年間2千万円を超える人、2カ所以上から給与の支払を受けている人

② 給与所得以外の所得金額(家賃収入、土地・建物の譲渡益、一時所得など)が20万円を超える人

③ 年末調整が未済の人、年末調整で受けられなかった控除(医療費、雑損控除、寄附金控除など)の適用を受ける人

ける人 など

● 所得税の還付申告ができる場合

① 所得税が源泉徴収されている人で、生命保険料や医療費などの控除があり還付が発生する場合

② 平成29年中にローンで住宅を取得し、新規に住宅ローン控除の適用を受ける場合

③ 火災や風水害、盗難などにより被害を受けた場合 など

市県民税申告・確定申告にはマイナンバーが必要です

申告の際は、マイナンバーの確認と本人確認を行います。

● マイナンバーカード(顔写真入り)を持っている場合

申告時にマイナンバーカードを提示するか、写しを添付してください。

● 通知カード(顔写真なし)を持っている場合

申告時に通知カードと本人確認書類(運転免許証や公的医療保険の被保険者証など)を提示するか、写しを添付してください。

※扶養親族等がいる場合、扶養親族等のマイナンバーの記入も必要です。※申告には印鑑も必要です。

● 所得税の確定申告についての問い合わせ先
 筑紫税務署 ☎(923)1400

便利な 国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」
をぜひご利用ください!

または e-Tax

インターネットで! 印刷して郵送等で!

税額などを自動計算し、所得税・復興特別所得税、消費税・贈与税の申告書のほか収支内訳書や青色申告決算書などを作成することができます。
 ※e-Tax の利用には、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

www.nta.go.jp
 作成コーナー

耐震改修促進計画(案)への意見を募集します

市では、市内の住宅・建築物の耐震化を促進することを目的として、平成19年7月に「筑紫野市耐震改修促進計画」を策定しました。その後の東日本大震災や熊本地震の発生、平成25年11月の耐震改修促進法の改正など、建築物の耐震化を取り巻く社会動向を踏まえ、さらに建築物の耐震化を促進するため本計画の改定作業を進めています。

その内容について、さらに市民の皆さんの幅広いご意見を聞くために、次のとおり筑紫野市耐震改修促進計画(案)を公表し、意見を募集します。

● 閲覧場所

- ▽市役所本庁情報公開室
- ▽各コミュニティセンター
- ▽市ホームページ

● 応募資格

- ▽市内在住、在学、在勤者
- ▽市内に事務所などを有する人
- ▽市に対して納税義務を有する人など

● 閲覧および意見の募集期間

2月1日(木)～3月2日(金)
※施設休館日などを除きます。

● 意見の提出方法

「氏名、住所、電話番号」を明記の上、持参、郵便、FAX、電子メールのい

ずれかの方法で提出してください。

● 意見の提出・問い合わせ先

建築課 建築担当

〒818-8686 (住所記入不要)

▽FAX (921) 13992

▽電子メール kenchiku@city.chikushino.fukuoka.jp

※匿名不可。提出された意見に対して個別の回答は行いません。

※提出された意見や個人情報 は目的以外には使用しません。

一般廃棄物処理基本計画(案)への意見を募集します

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、「筑紫野市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

本案について、市民の皆さんからの意見を幅広く集めるため、パブリックコメントを実施します。

● 案件 筑紫野市一般廃棄物処理基本計画(案)

● 閲覧場所

- ▽市役所本庁情報公開室
- ▽各コミュニティセンター
- ▽市ホームページ

● 閲覧および意見の募集期間

2月1日(木)～2月28日(水)

● 意見の提出方法

任意の用紙に、「住所、氏名、電話番号」を明記の上、持参、郵便、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

※匿名不可。提出された意見に対して個別の回答は行いません。

※提出された意見や個人情報 は目的以外には使用しません。

● 意見の提出・問い合わせ先

環境課

〒818-8686 (住所記入不要)

▽FAX (923) 9642

▽電子メール kankyoun@city.chikushino.fukuoka.jp

新入学生のための就学援助の早期受付を行います

経済的理由により義務教育への就学が困難と認められる児童および生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの援助を行う就学援助の制度があります。

平成30年度就学援助の早期受付を行います。次の期間に申請し認定された世帯には、新入学用品費の支給を4月中に行う予定です。

● 受付期間

2月6日(火)～3月9日(金)

● 受付場所

就学予定の市立小中学校、学校教育課

● 対象

認定基準を満たし、平成30年度に市立小中学校へ入学予定の児童生徒がいる世帯

※詳細は、新入学説明会、市ホームページでお知らせしています。市ホームページ「学校教育」→「就学援助」

● 問い合わせ先

学校教育課

年に一度は健康診査を受けましょう

後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防などを目的として健康診査を実施します。

平成29年度の受診期限は平成30年3月31日です。まだ受診していない人は、早めに実施医療機関に予約の上、受診してください。実施医療機関が分らない場合は気軽に問い合わせください。

受診のときは、「被保険者証(保険証)」と広域連合が郵送した「受診票」、自己負担金500円が必要です。受診票が見当たらない場合は再発行しますので、問い合わせください。

※生活習慣病(糖尿病や高血圧症など)で治療中の人は受診の対象外です

● 問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター

☎ (651) 3111



●原動機付自転車・軽自動車などの届出先

車種	届出先	手続きに必要なもの
原動機付自転車 (125cc以下のバイク)	税務課市民税担当	▽ナンバープレート ▽印鑑 ▽車台番号、車名などがわかるもの ▽譲渡証明書もしくは販売証明書
農耕作業用自動車 (トラクター・コンバインなど)		
軽自動車(三輪以上)	軽自動車検査協会 ☎050(3816)1750	詳しくは、届出先へ直接お問い合わせください
軽二輪車 (125ccを超え250cc以下のバイク)	全国軽自動車協会連合会 ☎(641)0431	
二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	九州運輸局 福岡運輸支局 ☎050(5540)2078	

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税します。廃車、盗難、紛失、譲渡、転出した場合は、4月1日まで

原動機付自転車・軽自動車などの変更は届出を

●届出に必要なもの

- ▽登録 メーカ名・車種・車台番号がわかる書類、印鑑
- ▽廃車 ナンバープレート、印鑑
- ▽譲渡 ナンバープレート、新・旧所有者の印鑑

※登録、譲渡の際は販売証明書もしくは譲渡証明書を併せて持参してください。

農耕作業用自動車に標識はついていますか

原動機で陸上を移動させる乗用の農耕作業用自動車(トラクター・コンバインなど)は、小型特殊自動車として軽自動車税の対象となります。所有者または使用者は登録し、標識(ナンバープレート)を取り付けることが義務付けられています。標識がない車両や、譲渡・廃車している車両があるときは届けてください。

に届け出てください。4月2日以降に廃車などをして、4月1日現在の所有者に対し、課税しますのでご注意ください。なお、車種により届出先が異なります。

※今年の4月1日(日)は市役所閉庁日につき、手続きは3月30日(金)までに行ってください。

●届出・問い合わせ先 税務課 市民税担当

●結果説明

②結果説明

※結果説明と運動体験は別日に実施。測定日に予約確認をします。

●対象 20歳以上の人

●料金 500円

●定員 先着50人

※20分間隔での予約制で各4人ずつ

●持参するもの 運動しやすい服装、室内シューズ、タオル、飲み物

健康測定会を開催します

筋力や体力の衰えを感じている人、気になる運動機能のチェックを行ってみませんか?今回は骨密度測定も行います。骨粗しょう症になると骨折の危険性が高まります。この機会に測定を受けて普段の生活を見直すきっかけにしましょう。体を動かすのが苦手な人も安心して気軽に参加できる測定会です。(要申し込み)

●日時 2月27日(火)、9時30分~15時、1人60分程度

●内容

①測定項目 体成分測定(筋肉量、脂肪量など)、骨密度測定、全身持久力、握力、柔軟性、バランス測定、ロコモ度チェック・姿勢チェック

●申込期間 2月6日(火)、9時~

●申し込み・問い合わせ先 トレーニング健康測定室(カミリーヤ内)
☎(920)8070

※月曜日は休み。

●開催日・テーマ・講師

▽2月8日(木)

「止まらない咳、気になりませんか?」

北島寛元さん(呼吸器内科医師)

▽3月8日(木)

「尿もれケア」~毎日笑顔で過ごす技~

牟田 佐知子さん(皮膚・排せつケア認定看護師)

●場所 生涯学習センター学習室6

●時間 15時~16時(1時間程度)

●定員 60人

●問い合わせ先 健康推進課(カミリーヤ内) ☎(920)8611

健康講座を開催します

市民の皆さんの健康増進のため、市内の病院と連携して健康講座を開催します。病気に対する知識と予防・健康に関する情報について講師が分かりやすく講演します。(参加費無料・事前申込不要)

●申込期間 2月6日(火)、9時~

●申し込み・問い合わせ先 トレーニング健康測定室(カミリーヤ内)
☎(920)8070

※月曜日は休み。

嘱託職員・臨時職員を募集します

嘱託職員募集

【共通】

●任用予定期間

4月1日～平成31年3月31日

※更新することがあります。

●選考方法

書類および面接により選考。面接日は申込者に別途通知します。

●申込方法(提出書類)

筑紫野市教育委員会嘱託職員応募申込書に必要事項を記入し、持参または郵送してください。申込書は、各職種の申込先または市ホームページから取得してください。

●申込受付期間 2月1日(木)～15日(木)、8時30分～17時。

※土・日曜日、祝日を除く。

郵送の場合は2月15日(木)必着。

①人権教育地域活動指導補助員

- 勤務内容 人権・同和教育推進、人権・同和教育推進のための事業の企画運営、関係団体の育成・支援など。
- 応募条件 次の要件を全て満たしている人

②不登校対策相談員兼指導員

- ▽人権・同和教育、人権・同和教育の啓発推進への理解と意欲があること
- ▽パソコン操作ができること
- ▽地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと
- 採用試験日 2月下旬
- 採用予定人数 1人
- 勤務時間 月～金曜日の週5日、8時30分～17時勤務
- 休暇 年間の有給休暇は20日です。その他、特別休暇があります。
- 報酬 月額16万6000円
- 諸手当・社会保険 交通費支給制度(予定)あり、賞与なし。社会保険あり。
- 受付期間 2月15日(木)まで
- 申し込み・問い合わせ先 〒818-8686(住所記入不要)教育政策課 人権・同和教育担当
- 勤務内容 市立小中学校における不登校傾向の児童生徒の相談、指導など。
- 応募条件 教員免許または社会福祉主事資格を有する人で地方公務員法第16条に該当しない人
- 採用予定人数 5人

●勤務場所

市立中学校5校のいずれか。

●勤務時間 週4日、8時30分～17時勤務。学校行事などにより休日勤務の場合があります。

●休暇 年間の有給休暇は20日です。

●その他、特別休暇があります。

●報酬 月額15万1680円

●諸手当・社会保険

時間外勤務手当、交通費支給制度(予定)あり、賞与なし。社会保険あり。

●申し込み・問い合わせ先

〒818-8686(住所記入不要)学校教育課

臨時職員募集

▽学校事務補助員

●勤務内容

市立小中学校における児童生徒転出入事務、教科書給与事務、経理事務など。(市ホームページに詳細を掲載)

●応募条件

健康で、かつ意欲をもって職務を遂行すると認められ、簡単なパソコン操作(ワード、エクセル)ができること。

●雇用期間

4月1日～平成31年3月31日

※夏休み期間2週間を除く。

●募集人員 15人

●勤務場所 山家小学校を除く市立小中学校15校のいずれか。

●勤務時間 月～金曜日、8時30分～17時勤務。学校行事などにより休日勤務の場合があります。

●賃金 月額62000円

●諸手当・社会保険

時間外勤務手当別途支給。交通費・賞与なし。社会保険あり。

●申込受付期間 2月1日(木)～15日(木)、8時30分～17時。

※土・日曜日、祝日を除く。

郵送の場合は2月15日(木)必着。

●選考方法

書類および面接により選考。面接日は申込者に別途通知します。

●申込方法(提出書類)

筑紫野市学校事務補助員(臨時職員)登録申込書に必要事項を記入し、持参または郵送してください。申込書は、学校教育課窓口または市ホームページから取得してください

●申し込み・問い合わせ先

〒818-8686(住所記入不要)学校教育課

他の募集を含む職員採用の情報を市ホームページから確認できます

●トップページから

「行政情報」→「人事・採用」

<http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/menu-page/bunrui-menu/gyosei/jinji.html>



ちくしのしあか せんきよすいしんきょうぎかい
筑紫野市明るい選挙推進協議会
 がくしゅうかい かいさい
学習会を開催します

親しみやすい内容で、政治や選挙について学んでみませんか。(参加無料、申込不要)

- 日時 2月15日(木)、10時～12時
- 場所 生涯学習センター3階視聴覚室
- テーマ 政局川柳が往く～政局の動きを川柳で展開～
- 講師 河原 公輔さん(元KBC九州朝日放送プロデューサー)
- 問い合わせ先 選挙管理委員会事務局

つくしちゃんの着ぐるみを貸し出しています

筑紫野市のマスコットキャラクターつくしちゃんを、地域のイベントなどに登場させませんか?

市では、つくしちゃんの着ぐるみを無料で貸し出しています。

子どもたちに人気者のつくしちゃんを、イベントの盛り上げ役としてぜひお役立てください。

貸出要件や申込方法は、総務課まで問い合わせください。また、詳細は市ホームページにも掲載しています。

- 問い合わせ先 総務課



生きる “ちから” を!

そのだ ひさこ

先日、ある高校へ車を走らせた。来春卒業する3年生数百人に高校生活最後の人権学習を! という依頼だった。大学の講義以外に地域、企業、行政機関など、体が動くときには出かけている。無知そのものの私が部落問題に出会って50年余、気づけば古い先短く!? 思いや力を尽くしたい

と思っているから。

その日のテーマは「生きる “ちから” を!」だった。大学で20年余女性問題や部落問題など、人権にかかわる講義をしてきた。講義の最初、小中高で習ってきた人権問題について無記名のアンケートをとっているが、学生たちの知識の中身・人権感覚の乏しさなどを感じないことはない。それはまぎれもなく教育現場にいた私も含めて、人権・同和教育の不十分さの現われであることもまぬがれない。自分(たち)が夜と昼を縫うようにして頑張ってきた人権・同和教育の “結果” をみせつ

けられた20年余りだった。絶望もしたが、自分の授業・教育を問うためのありがたい経験だった。

そんな経験から今の若者(とは限らないが)の一番の問題は「わたし」はどう考えるのか、どうするのかという主語が欠落している状況にあることだと思う。「誰かが・みんなが」がまん延し、「自分は差別しない」という他人事的な状況。人権学習は博物館で恐竜の展示をみるようだったと言った学生のように。その学生は何が自分に欠けていたのかがやっと分かった。

教育は「答え」の “押しつけ” ではない。答えの押しつけや禁句指導は相手にほとんど何も残さない。教育は揺さぶり、問題提起である。どんなことも起こり得るこの恐ろしい社会で自分の命や人権・生活を守るためには自分はどうするかという、揺さぶりながらの思考の訓練、いい意味での追いつめ方が必要であると思う。

無知は差別してしまう。そのことに気づく力もない。だから、ごめんなさいも言えない。こういう状況からは人間的なあなたか関係は生まれにくい。これは私の実感である。

人のためではなく、自分自身のためにこそ、学び(教育・研修)が大切なゆえんである。生きる力をつける「学び」、それはとてもシンプルなことだと私は思う。特効薬はない。知ること! 考えること! 判断力をつけること! …そして、最後は「つながること!」人はつながつて生きている。高校生への最後のエール。これから先、さまざまな困難にもめげず「生きる力」をつけて自分の人生を豊かに!

- 問い合わせ先 教育政策課 人権・同和教育担当